

松江市道路舗装長寿命化修繕計画

松江市都市整備部

令和 7 年 5 月

1. はじめに

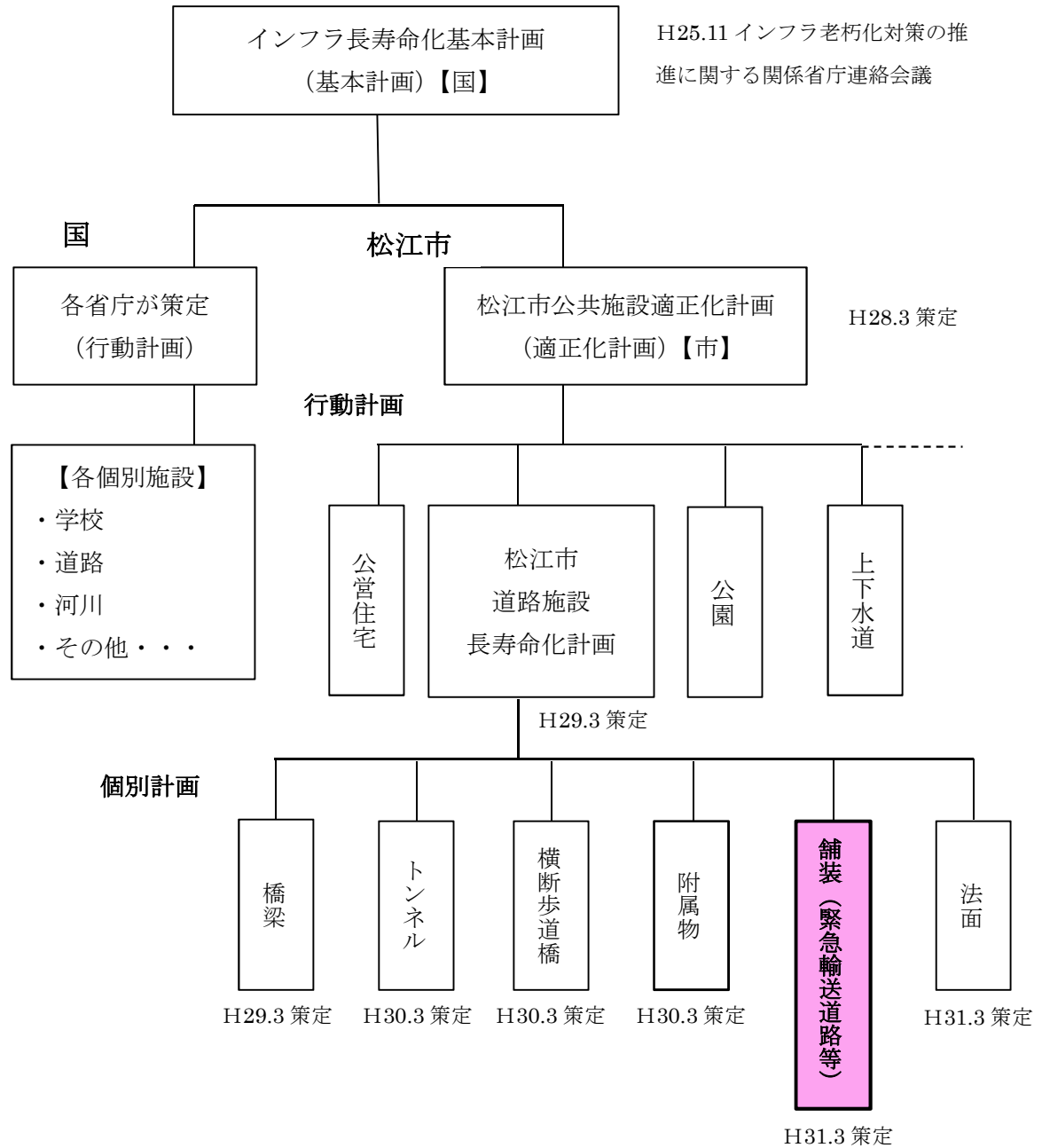
(1) 本計画の位置付け

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成 25 年 11 月 29 日に「インフラ長寿命化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定されました。

本市においては、「松江市公共施設白書」（平成25年6月）の策定により、市が保有する全ての公共施設を維持、改修、更新していくことが困難な状況にあることを認識したことから、本市が保有する多種・多様な公共施設を将来にわたり持続可能な量と質へと転換するため「松江市公共施設適正化基本方針」（平成26年9月）を策定し、この方針に沿って、中長期的な視点から公共施設のあり方を個別具体的に示す「松江市公共施設適正化計画（松江市公共施設等総合管理計画）」（以下「適正化計画」という。）を策定しました。この適正化計画では、松江市が管理するインフラを含む公共施設等の特性や維持管理・更新等の取り組みの方向性が示されています。またインフラ施設のうち、特に道路施設について「松江市道路施設長寿命化計画」（以下「長寿命化計画」という）を策定したところです。

本計画は、この長寿命化計画に基づき、舗装（緊急輸送道路等）における定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、行動計画に基づく個別施設計画として位置付けます。（図 1 参照）

図1 松江市道路施設長寿命化基本計画体系図



(2) 対象施設

本計画の対象とする施設は、松江市が管理する道路のうち、島根県が定める「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に位置付けられた「緊急輸送道路」及び松江市除雪計画に指定された路線、その他点検の必要がある重要な路線の舗装（以下、「舗装」という。）を対象とします。

(3) 計画期間

10年に1度の定期点検サイクルを踏まえ、本計画の期間は平成30年度から令和9年度までの10年間とします。

ただし、舗装の状態は経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとします。

2. 施設の現状と課題

(1) 管理施設の現状

松江市では、令和7年3月31日現在、表1のとおり舗装を管理しています。

表1 路線数と管理延長及び面積 (R7.3.31現在)

区分	路線数 (路線)	管理延長 (km)	舗装面積 (㎡)
第1次緊急輸送道路	11	5.5	77,410
第2次緊急輸送道路	36	20.4	264,972
第3次緊急輸送道路	32	13.3	133,700
市除雪計画一次路線	38	71.4	738,090
市除雪計画二次路線	25	42.6	427,610
その他路線	11	8.1	47,670
計	153	161.3	1,689,452

※1、同一路線の市道に複数の区分（第1次指定区間と第2次指定区間など）が混在している場合、路線数は重複している。

管理延長及び舗装面積は、それぞれの区分で集計しており重複していない。

(2) 舗装の維持管理の現状

松江市が管理する市道は全延長が約2,000kmと長く、市内に分散しているため、全ての箇所を常時点検するには限界があり、道路パトロール車による日常点検と道路利用者による通報対応により維持管理を行っています。

3. 舗装の維持管理の基本的な考え方

舗装の老朽化対策を確実に進めるため、点検→診断→措置→記録→（次回点検）のメンテナンスサイクルを構築します。

（1）舗装管理の基本方針

舗装の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、第三者等への被害を発生させず、安全で合理的な管理を目指します。

（2）点検方法・点検頻度

舗装を適切に維持管理し長持ちさせていくためには、定期的に点検を行い舗装に損傷が生じていないかを把握しておくことが不可欠です。

舗装についての点検は、その頻度や手法に応じて、日常的パトロールによる通常点検から、特殊な計測車両を用いる定期点検といった様々な方法によって、表2のとおり実施します。

表2 点検の方法及び頻度

点検方法	頻 度	具 体 的 内 容
通常点検	日常的	日常的な道路パトロールの中で、道路の異常や損傷が生じていないかを目視によって点検する。
定期点検	定期的 (10年に1度を目安)	特殊な計測車両を用いた路面性状調査によって、舗装のひび割れやわだち掘れ等の点検を行い、舗装の損傷状態を数値化して評価する。
異常時点検	臨時的	地震や台風などの災害や大きな事故が発生した場合に、必要に応じて道路の安全性を点検する。

（3）診断

1) 対策の要否の判定

点検の結果、舗装の損傷状況を把握したうえで、損傷内容毎の対策の要否について判定を行います。

4. 対策の優先順位

(1) 補修計画の方針

舗装の損傷状況、第三者等への被害の深刻度、路線の重要性等を考慮し、補修の優先順位を決定します。

(2) 優先順位

点検の結果、重要な路線で早急に補修を実施する必要があると判定された路線を、最優先に補修等を実施します。

点検・詳細調査・補修等によって適宜優先順位の見直しを行います。

5. 記録

点検及び補修等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を確実に記録し、これを保管します。

6. 対策費用

個々の舗装の健全度を考慮した効率的な措置を行います。

また、予算の平準化に配慮して各年度の対策費用を決定します。

7. 舗装長寿命化修繕計画と SDGs



車、歩行者、自転車等が道路を安心して利用できる施設修繕を進めることにより「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献します。

8. 計画策定窓口等

〒690-8540 島根県松江市末次町 86 番地

松江市都市整備部建設総務課計画調整係 TEL(0852)55-5397

松江市舗装長寿命化修繕計画

平成 31 年 3 月 策定

令和 2 年 6 月 一部改訂

令和 4 年 3 月 一部改訂

令和 5 年 3 月 一部改訂

令和 6 年 3 月 一部改訂

令和 7 年 5 月 一部改訂